平成20年度における「千葉県水道局中期経営計画」 の進行管理について(案)

1. 「千葉県水道局中期経営計画進行管理方針」の主な改正点

(1) 評価区分について

現行の施策評価とは別に、県営水道における経営の状況について意見交換を行うこととする。

[意見交換の方法]

当局が毎年度作成している「千葉県水道局の経営分析」に基づき、政策調整会議及び外部評価委員会による説明聴取の後、意見交換を行う。

(2) 評価項目の整理

現行の評価項目のうち、「取組内容」及び「効果」を削除し、「達成状況」及び「今後の取組み」による評価とする。

[理由]

「取組内容」及び「効果」については、何れも施策の実施途中における効果測定が困難であることから、評価項目からは除外する。

ただし、「取組内容」については、施策・事業の概要とは別に、当該年度の取組み(計画)について記載するとともに、「達成状況(実績)」欄に取組結果を具体的に記載し、「効果」についても、「達成状況(実績)」欄に、事業の効率的な実施やコストに見合った効果創出の有無の視点を考慮して記載するよう指導してまいりたい。

(3) 施策評価調書

- (2)の改正に伴い施策評価調書(様式1~4)について、以下の見直しを行う。
- ① 施策評価調書(様式—1)・総括評価調書(様式—3)

当該年度の取組みを具体的に記載するとともに、「達成状況」について、概要の記載、当初の目標を達成できた(できなかった)要因、及びこれを踏まえた次年度に向けた課題を記載することにより、個別施策におけるPlan-Do-Check-Actionの流れが明確に把握できるようにする。

② 施策評価調書(基本目標別)(様式—2)

総括評価調書(基本目標別)(様式-4)

取組結果の記載について、14の主要施策ごとに当該年度の主な取組予定と 取り組んだ結果が対比できるよう様式を改める。

2. その他

政策調整会議及び外部評価委員会における評価の実施時において、施策評価調書に基づく取組事項等の説明は、施策担当課が行うこととする(現行は、質疑応答に係る対応のみ。)。